

2015（平成 27）年度

さいたま市市民活動サポートセンター「緊急」運営協議会 会議録

2015（平成 27）年 10 月 26 日（月）19 時 00 分から 21 時 30 分まで
さいたま市市民活動サポートセンター北ラウンジ G・H・I テーブル

出席：【委員】薄井俊二、尾内浩子、織田真由美、栗原 保、杉 尚明、鈴木英善、平 修久、
高田則夫、滝澤玲子、轟 和宏、土橋康夫、中野一恵、野代幸一、萩原淳司、
堀越栄子

【事務局】指定管理者：大工原 潤、徳永 緑、藤澤めぐみ

さいたま市：新藤達也、久保巨樹

座長：平 修久 記録：藤澤めぐみ 傍聴：3名

次第：

（座長確認）

（1）臨時会議招集の理由説明

（事務局より報告）

（2）さいたま市議会の決議経緯（資料 1）

（3）事実の確認（資料 1）

（4）対応状況（資料 2）

（協議）

（5）利用団体や利用者への対応について運営協議会としてできること

（6）利用者アンケートの内容確認・検討（資料 3）

（7）協働管理運営に関わる職員アンケートの内容確認・検討（資料 4）

（8）「協働管理運営」の継続について意見交換

（9）その他

※「基準づくりに向けての関わり方」等はこちらで

協議：（以下、敬称略）

平：今回の条例改正の件につき、関連団体などが声明を出しているところである。運営協議会として市議会の指摘などが正しいかを検証する必要がある。運営協議会は、市とさいたま NPO センターの自己評価をもとに市民活動サポートセンターを評価するための協議会なので、その評価の際、評価の主体から市とさいたま NPO センターは除外している。検証結果を利用者に伝える必要がある。

織田：検証をするのか。市民協働推進課の立場としては、市議会の議決をいただいているので「検

証」という行為はできない。

平：事実はどうなのか、ということである。

織田：市議会の議決を否定はできない。

中野：委員のみなさんの共通認識として起こっていることをデータによって調べる、ということである。条例うんぬんの話ではない。

平：それについての事実確認は必要である。数値・データについても必要である。

織田：評価をするのは、今の条件をもとに団体登録をしていたか、という話か。

平：その通り。団体登録が適切・公平だったか。

中野：議員の指摘するような利用例があったというのは事実なのか。

織田：疑わしいものが団体のホームページから見受けられたという市議会からの指摘を受け、確認をした、というところである。

中野：運営協議会としてはそういう団体に利用を許したのか否か、という点を確認したい。

(事務局：大工原・徳永より資料1・2につき説明)

平：付言しておくが、自己評価に基づき我々は客観的に評価する立場である。その評価について先ほど「検証」と申し上げた。

中野：2点申し上げたい。管理運営要領の業務分担表には登録を認める行為について触れていない。市長なのか指定管理者なのか。登録の手順はどうなっているのか。書類があれば受け取るのか。きちんと登録の要件について説明しているのか。それから、登録後も確認をしているのか。登録後に団体のウェブサイトも確認しなくてはならないのか。市民協働推進課は登録にまったく関与しないのか。関与するならどういう頻度なのか。連絡協議会で行うのか。

大工原：定款や会則については登録時に提出してもらうので、その文面を見て団体の目的を見て「非営利性、自主性、公益性」などについてチェックする。登録の書式にある項目（代表者の住所、氏名など）についてもチェックする。また活動拠点が市内かどうかについても確認するものの、国際 NGO などの場合もあるので、そういう場合はさいたま市内の活動であればよい、としている。

中野：推進条例の規定を遵守するよう説明しているか。

大工原：はい。

中野：口頭の確認か。

徳永：今お渡ししている「市民活動団体の定義と役割及び登録」を読んでいただくようにしている。

織田：登録団体については月1回の連絡調整会議で事後報告を受けている。取り消しについてだが、自分が課長になって以降は今まで登録後に取り消したことは一度もない。

平：登録を断ったことは過去にあるのか。

織田：企業のケースで断ったことがあると聞いている。

大工原：条例上、ラウンジの利用、印刷作業室の利用は登録を必要条件とはしていない。公益的・

非営利・自主的な団体であれば利用可能としている。ただ、ラウンジのテーブルまで行って一つ一つの団体についてチェックするようなことまではできない。

平：今回3点を明確にしたい。

1. 団体登録の適切性
2. 利用の適切性
3. 優先的な利用を認めたか否か（公平性）

鈴木：登録のチェックの機会が機能していなかったようである。私は市民活動推進委員会がやっているとと思っていた。指定管理者が登録について一手に引き受けていたのは大変なことと思う。しかし、条例に照らし合わせて市民活動かどうかチェックするというのを一人でやっていた、ということで、誰も報告を受けていない。私たち委員には一切報告はなかった。これが問題。これらの市議会で挙げられている複数の団体は、団体の名前からして明らかに政治活動の名称を含んでいる。これは誰が見ても「どうなの？」と常識的なフィルターでチェックできただろう。忙しい業務の中でやっていたのだろうが、疑問が生じる。

平：サポートセンター整備検討委員会では登録に関してきちんと議論している。それをずっと継承してきた。登録について毎回やるべきか議論がある。きちんとおさえていた、と思う。

鈴木：これらの団体は途中で名前を変えたのか。明らかに名前からは政治目的の団体ではないか。良識的な皆さんがどうして気が付かないのか疑問がある。

徳永：登録の際には、条例に基づく届出様式とともに、定款や会則の添付をお願いし、推進条例に照らした「市民活動」かどうか、活動の目的などの確認をしている。条例の「市民活動」の除外規定に該当しない団体の利用登録を拒むことは、条例違反となるだけでなく、NPO 法や地方自治法、憲法違反となり、公共施設運営者として問題となる。法と条例に基づき「政治上の施策の推進・支持・反対をしている団体」は登録できる。

平：NPO 法をめぐる国会答弁の議論もふまえている。

鈴木：実質的な面、民主主義にのっとった説明だと思うが…。議会の指摘もあったが、バランスは難しい。請願＝政治活動ととらえていないという考え方を書かれている。そういう点あるかと思うが、私は日ごろ現政権を批判する活動を多く目にしている。その活動をしている方々が9階に集まり書類整理していた。実態について皆さんはどの程度、確認できていたのか。サポートセンターは反省し、振り返る必要があるのではないか。

尾内：運営協議会ではいつも報告書が出ているし、私たちも報告を受け、利用について管理している側ではないか。

鈴木：登録団体については報告を受けていない。利用者の声は聞いたけれど、登録団体の資料の配布もなくあずかり知らぬところである。

土橋：今回は「施策」が軸で、軸がずれているのではないか。

対立構造を持ち込んではいけない、リスクマネジメントについてもよくなかった面があるのかもしれない。これから目指すべきものは、という改善提案に回りたい。確か、以前に展示コーナーの件で、お互いの立場を認め合い話し合いをしたと聞いた。本来の市民活動はこうでなければならない。基本はここだと思う。もちろん、条例との整合性なども必要なのだが。

徳永：登録団体の報告はないとのご指摘について、サポートセンターは登録の有無にかかわらず、「すべての市民を受け入れ、市民とともに成長する施設」であることを基調として運営しているため、登録の報告ではなく、すべての来館者を対象に聞いている「利用者意見」の報告を重視してきた。運営協議会は利用者意見の反映を担っているため、利用者が感じた不都合や提案・要望を中心に協議の議案としてきている。

大工原：ここで確認しておきたいが、ここは公の施設であるので、基本的にはすべての人の利用を拒否してはいけない。ただし、条例に基づいて設置された施設として、そこで規定されている範囲に限った合理的な取扱いの範囲でのみ例外的に制限することが可能と考えている。よって、条例で例外的に制限できるとされていない、政治的な施策を目的とする団体の利用を制限すればそれは違法行為になってしまうのである。私どもとしては制限できない。

杉：ここはオープンスペースであるが、その団体は実際に政治活動をしていたのか。

大工原：施策を目的とする活動をしていたと捉えている。なお、「優先利用」させている団体があるという指摘もあるので、それについて、昨年10月1日から今年9月30日までの統計を紹介する。4286件の利用のテーブル予約があり、これらの団体の予約利用は30件だったので、0.7%になる。ロッカーについては、これらの団体の利用は全部で5か所なので、全ロッカー数210のうち2.3%になる。メールボックスについては、これらの団体の利用は全部で8か所なので、全メールボックス数312のうち2.6%になる。多目的展示コーナーについては、指摘された団体のうち1団体が23日利用しているので、全利用可能日数359日のうち6.4%を利用していることになる。なお、多目的展示コーナーの利用調整は、調整会に参加した利用希望団体同士の話し合いで行われている。

これらの統計的実態は、優先利用の事実がない根拠となると、私たちは考えている。

また、私たちの把握している限り、登録団体の施策の提言の活動はあったが、選挙活動のような活動はなかった。議会で請願したことを問題として指摘された団体は、署名のためにメールボックスを使っていたが、一つのメールボックスを使っただけだ。

平：具体的な数字も出たのでこれらのことは利用者に伝える必要がある。その方法に関して、掲示・ホームページなどで伝えていくべきだが、意見はあるか。

萩原：指定管理であっても直営でも同じだと思うが、法や条例で市民活動でないと言われる活動をやっている・やっていないというのはチェックできるのか。直営で公務員が来て「やっているのか」とテーブルを回ることもできないだろう。

薄井：ここで確認しておきたいのは、市民活動団体は政治活動もできるということである。法や条例にある「主義」などの除外規定の部分がアウト、ということである。例えば、私はまちづくりの政策提言をしている。市にここはおかしいのではないかと提言もする。私たち委員の立場として「政治活動がNG」という立場はとらないということをしかりと確認しておきたい。

萩原：主義がいけないといっても何が主義かという議論と、主義をどうチェックしていくかという議論がある。除外規定にある活動か否かは外形的に判断するほかない。そして、その団体がそのような活動をしているか否かの立証責任は、そのような活動をしていると主張する相手方

にある。

堀越：条例の除外規定ではそれが「目的」であればNGであり、政治的な主義について言及するのは全く問題ない。

萩原：直営でも指定管理でも、結局どのような主体が運営しようがその要件を厳しくチェックできない。外形的な判断しかできない。オペレーションとしてほぼ無理だろう。外形的に他団体の活動と摩擦があった場合だけで、いちいち調べることはできない。

平：利用者に対して、こういうことを掲示やホームページで伝えたい。

中野：運営協議会としてまとめて掲示するのか。誰が？

平：運営協議会として評価の一環として利用者に伝えたい。

織田：内容については、確認させていただきたい。

堀越：「運営協議会として」であれば何を議論しよう関係ない。発表内容をであるか？

平：ここでの議論をもとにしてまとめることになる。

織田：内容をいただいて、検討したい。

薄井：この協議会の意義を考えると、協議会はサポートセンターの運営が効率的に行えるように管理運営について協議をして評価している。その評価の書類は我々が作成していて、主体者は協議会である。市として確認したいというのはわかるが協議会として報告したい。

中野：まずは評価だ。評価したものをどう知らせていくかはあとの議論。まず運営に対してどう評価するかということに集中したい。決着したい。

平：3点にしぼって検討したい。

尾内：運営協議会は利用者の声を生かして運営に反映している。きちんとお知らせをし、意見を吸い取っていく必要がある。

中野：この議論についてはネットで公開し、市民の方には伝えている。利用者懇談会というツールがある。

土橋：利用者懇談会も意見を吸い上げる機能があるがはしごを外された形だ。

中野：掲示という提案をしたところだが、それより先に評価をまとめなければならない。

平：3点を確認する。

1. 団体登録が適切に行われていた
2. 利用が適切に行われていた
3. 公平な利用がなされていた

これらについて私と中野さんでまとめるが、表現の適切さについて織田委員・指定管理者に見てもらふことになる。

中野：鈴木委員の意見はいわば一般利用者の意見かもしれない。一般利用者にはNPOの法律を簡単に理解してもらえないかもしれない。もっとわかりやすい形で伝えてほしい。定款を審査して登録を受け付けているけど、登録していない人も使える。何をコピーしているかまではチェックしません、とか。ここを怖いと思う人もいるだろうし、そういう場所に子どもを連れてきたくないと思う人もいる。サポートセンターとして、テーブルまでやってきてわざわざ活動内容を聞いたりしないことなどを説明してほしい。

あと、9条の会などが利用しているとサポートセンター側が9条の会をサポートしていると誰もが思うだろう。そうなくて誰でも公平に使える施設だと説明してほしい。

滝澤：そもそもテーブルまでやってきてわざわざ活動内容を聞いたりするのは本来なくていい業務なので、そのあたりは表現に気をつけながらきちんと伝えられるようお願いしたい。

平：利用者懇談会は11月2日に大宮で開催するという事になっているが。

轟：条例改正の記事が出て以来、サポートセンターにどんな声・質問が届いたのか。Q&Aを作成しておく、会話がスムーズにいくと思う。

徳永：「年度途中で指定管理を取り消されたのか？」という質問があり、誤解のないようにウェブサイトで「利用者の皆様へ」という形で「年度末まで指定管理者が運営する」という旨を掲載している。あと、議会の傍聴された方からは非常に理不尽だという意見が来ている。お礼を言うというより、私たちは受け止めるという態度だ。問い合わせとお答えについての記録はとっている。

織田：課には登録団体から、「使えなくなるのか」といった問い合わせは来ている。

中野：これらのQ&Aは利用者懇談会に反映するという事をお願いしたい。

平：利用者懇談会で今回の説明はするのか？

土橋：利用者懇談会は30分間なので説明はしない。今までは「協働」ということを強調してきたので、こんな形になってしまったのは残念。

織田：運営協議会、利用者懇談会は来年4月以降も続けていく予定である。

土橋：協働で解決しようという姿勢は崩れてしまったと感じている。今回の件にしても、運営について市民も考えるチャンスだった。それなのに、そういった機会はまったく与えられなかったのは非常に残念。今後が心配だ。

織田：直営にするにしてもこれから予算や人員を考えなければならない。まずは直営に向けた準備を進めなければならない。

土橋：直営にしたあと、再検討の中で「協働」という言葉を残してほしい。

中野：市民協働推進課は課名からして協働を維持しようとしており、市は協働を継続すると表明している。

平：利用者懇談会の案件に加えて、来年4月から直営になる可能性が高いのだが、直営になった場合、利用者がどういうことを要望するか。あるいは継続してほしいのか。今のサポートセンターの良さを確認して継続してもらうのが我々の役目。これをテーマにもう一度集まれないか。

尾内：利用者全体に呼びかけて意見を聴くのか？

平：利用者懇談会で意見を集めて、運営協議会で議論して重要事項を協働推進課に伝えるということだ。

中野：直営が決まる前にそれをしていいか。

平：それは鶏と卵の関係のようなもの。

中野：直営が決まって年明けに利用者懇談会で説明するのはいいと思っているのだが。いつやるのがいいのか。

薄井：おそらく利用者懇談会で質問は出るだろう。従来とは異なる運営の仕方が出ているのであ

り、議題になるだろうし、意見を言ってもらうのは必要。

萩原：直営になったとしても、例えば委託の随意契約で入札なしでさいたま NPO センターと契約することもありうるのかもしれない。むしろ、オペレーションの問題で、「名前が政治的だからダメ」とか一体誰が判断するのか。

尾内：誰が判断するかの問題であるが、市議会の中では、公共施設の団体登録については公権力の行使なので「市・行政が判断すべき」と議員が言っていたが。

萩原：指定管理者のままで、登録についてなどは市がやるということだって可能ではないか。

織田：条例の附則は管理基準が決まるまでの間は指定管理者制度をやめて直営とするということである。まだ何も決まっていないので確定ではないが、管理基準を決めたあと、その基準を前提に指定管理者の募集をする、という流れになるのではないかと考える。

萩原：基準が決まれば今の指定管理者がそのまま続けることはできるのか。すぐに基準をつくることは可能か？

織田：条例の附則により、来年4月1日からは市の直営となる。

中野：今行っている次期指定管理者の審査はどうなっているのか。中止か？

織田：審査に関する市長決裁が終わっていないので、現段階では発表はできない。

中野：審査をやめたという報告がなかったので、私の理解では仮の次期指定管理者がまず選定されて、その指定管理が来年4月から停止されると思っていた。そうではないのか。

織田：そうではない。

中野：施設として指定管理を停止するのか。

織田：来年4月1日以降、サポートセンターは直営での運営となる。

中野：すぐに基準を作っても無理なのか。

織田：市議会から議決をいただいたので、条例にのっとり、直営となる。

平：確認したいが、来年4月以降は直営の可能性が高いということか。

織田：その通りだ。

平：それを前提に考えざるを得ないということか。

織田：条例が改正されたので、そういうことである。

土橋：「立つ鳥跡を濁さず」で我々の意見をまとめておきたい。急なセッティングかもしれないがきちんとまとめておきたい。予算案はどうなっているのか？

織田：要求を固める時期だが、今回の件で組みなおさなければならない。

土橋：予算案である程度方針は見えてくるのか。

織田：どういう体制か、委託をどうするか、というあたりくらいは。

中野：それはショックな話だ。

平：12月の運営協議会で、利用者懇談会の日程を決めることにする。利用者アンケートについて、であるが。

(事務局：徳永より説明)

平：アンケートに条例改正について伝えるものを同封することも可能。

織田：アンケートについて今は粛々と進めているが、変更があれば作業が増えて運営協議会に間

に合わない可能性がある。

轟：「今年度どうでしたか」との意味ではアンケートは可能である。

薄井：評価部会としては、利用者に対して運営協議会の考えをお伝えしたいと考えている。A4 1枚くらいのもので。

織田：本来これは市のアンケートである。指定管理者の評価について使う資料であることにご留意いただきたい。単独で出したいと考えている。

平：その点は了解した。

中野：直営化に向けてまとめなければならないという状況がわかったので、みなさんにお聞きしたい。運営協議会のあり方を含めて、意見を聞きたい。

平：それは別途考えることとする。議題9について。

織田：議題9「基準づくりに向けての関わり方」については何も決まっていないのでお答えできない。

尾内：基準作りは誰が行うのか。

織田：それについても何も決まってない。体制作りはこれから。

萩原：使用許可だけ市が保有してもよい。所沢市の例があるのだが、使用不許可の裁判になる場合がある。被告が指定管理者になることもある。指定管理者制度だからどうこうという問題ではない。市民協働なのだから許可権限だけ市にしているのではないか。ただ基準づくりは非常に困難となるだろう。名前のみで政治団体であるという判断はできるはずもない。基準づくりなどほぼ不可能。政治活動をする団体を議員が期待しているように排除することは実際にはできない。

土橋：協働は共同責任。解釈の部分でリスクマネジメントできていなかった。

堀越：それはNPO法ができる当時からさんざん議論している論点である。蓄積があるのでそれは無視できない。

土橋：しかし、その考えが市民には浸透していない。私自身、政策の議論ならいい、なんて初めて聞いた。

堀越：市民が知っているかどうか、ということと、責任のある者が知らない、というのはまったく意味が違うのではないか。

中野：今回のことは対外的には納得できないだろうし、さいたま市は何をやっているのか、と言われる可能性がある。市にとって危うい事態だ。先ほど出たように来年4月までに基準作りをして指定管理を続けるという形の方がさいたま市は協働を守ったと思われるだろう。それはできないのか。基準を作ったあと、それを守る指定管理団体など協働に理解のある者だろうか。そういう者がいるだろうか。さいたま市どころか日本中のNPOを相手にすることにもなる。さいたま市は違法の基準を作るということに移っていると考える。

堀越：さいたま市のそのような基準作りは、市・市議会・市民にとってもよくない。

平：次の3点については掲示する。

1. 団体登録が適切に行われていた

2. 利用が適切に行われていた

3. 公平な利用がなされていた

今後の協働管理運営についての利用者懇談会の日程を今度の運営協議会で決定する。

尾内：議会を見ていたが前半の1時間は質疑応答、あとの2時間はなぜ問題なのかという議論をしていた。皆さんもウェブでぜひ確認してほしい。

高田：指摘を受けた団体の内容であるが、私は全く政治的とは思わない。原発に反対する団体などは、市議会では政治的だということを宣言していたようだ。

新藤：宣言ではない。市議会の指摘に対して、市側は「施策である」と答えている。

織田：議決は、「管理基準を見直して定めよ」ということだ。だから、管理基準を定めていくこととなる。

中野：そのような基準を作ればさいたま市が市民活動を殺したと言われかねないが。

高田：指摘を受けた団体については議会には何とも述べていない、ということか。「市民活動」とも言っていない、ということか。

織田：指摘を受けた団体のうち、ホームページの記述に、選挙活動に言及するものがあり、「適切ではない可能性があった」ということである。

高田：ホームページの内容で決まるのか、サポートセンター内の利用ではないので大丈夫なのではないか。

織田：市としては、団体の目的は確認しないといけないと考えている。

平：まだまだ意見はあるかと思うが、閉館の時間が迫っているため、今日の運営協議会を閉じざるを得ない。12月の定例運営協議会において、引き続き議論し、利用者懇談会については、いつ、どのようにやるかについて話し合いたい。

以上